

愛媛県立中央病院整備運営事業

事業契約書（案）

別紙 11 モニタリング基本計画書（案）

【改訂版】

平成19年 12月

愛媛県

目次

第1 モニタリング基本計画書の位置づけ	1
第2 施設整備期間におけるモニタリング	1
第3 運営期間におけるモニタリング	1
1 基本的考え方	1
(1) 目的	1
(2) 運営モニタリングの実施期間	1
(3) 運営モニタリングの対象業務	1
(4) 甲の運営モニタリングと乙のセルフモニタリングの関係	2
(5) 委員会の活用	3
(6) 運営モニタリングの実施方法	3
(7) サービス対価の減額等を伴わない事項への対応について	4
2 運営モニタリング・システム	5
(1) 統括マネジメント業務及び運営業務について	5
ア モニタリングの種別	5
イ モニタリング・システム構築時の留意事項	5
(ア) モニタリングの実施手順	5
(イ) 施設環境の確認	6
(ウ) 業務評価	7
(エ) 業務の是正に関する措置	9
(オ) 協力企業等の変更等の要請	10
(カ) 契約の解除等	10
(キ) P P制について	11
ウ モニタリング結果の通知	15
エ 減額金額の算出手順	15
オ 留意事項	17
(2) 調達関連業務について	19
ア モニタリングの種別	19
イ モニタリング・システム構築時の留意事項	19
(ア) モニタリングの実施手順	19
(イ) 業務評価	19
(ウ) 業務の是正に関する措置	24
(エ) 協力企業等の変更等の要請	24
(オ) 契約の解除等	24
(カ) P P制について	24
ウ モニタリング結果の通知	27

エ 減額金額の算出手順	28
(7) 医薬品調達予定リスト作成支援業務費相当額等について	28
(イ) 医薬品調達関連業務に関して乙が調達業務の実施に要した費用相当額等について	29
(ウ) 医薬品代金相当額について	31
(エ) 診療材料代金相当額について	32
(オ) 準備品・消耗品代金相当額について	33
(3) 利便施設運営業務について	33
ア モニタリングの考え方	33
イ モニタリングの種別	33
ウ モニタリング結果の通知	33
エ 減額等の考え方	33
(4) 事業評価及びサービス対価減額の執行	34
(5) 減額の猶予期間	34
(6) モニタリング費用の負担	34
(7) ■ 統括マネジメント業務及び運営業務に関する運営モニタリングフロー図	35
(8) ■ 調達関連業務のうち、院内調整等に関する運営モニタリングフロー図	36

第1 モニタリング基本計画書の位置づけ

モニタリング基本計画書は、事業期間中の要求水準、モニタリング方法、サービス対価の支払方法の3つを一体的なシステムとして捉え、愛媛県（以下「甲」という。）が、乙から提供されるサービスの質やその履行プロセス（以下「業務パフォーマンス」という。）が事業契約に定められた要求水準及び乙の入札時の提案等（以下「要求水準等」という。）を満足しているかどうかの監視（以下「モニタリング」という。）をするにあたっての基本的な考え方を示すものである。

※ このモニタリング基本計画書（案）は、入札公告時点での案を定めたものである。従って、本書で記載されている内容（特に〔 〕内に記載している数値）については、乙の提案内容等を勘案し、甲が合理的と判断する限りにおいて、今後変更する余地がある点には、留意すること。

なお、本書を踏まえ、モニタリング基本計画書及び具体的な内容を規定したモニタリング実施計画書（以下「実施計画書」という。）について、甲と乙が協議の上、甲が定めるものとする。

第2 施設整備期間におけるモニタリング

施設整備期間におけるモニタリングは、事業契約書（案）に規定する各種報告書の確認及び現場立会い等により実施するものとする。

第3 運営期間におけるモニタリング

1 基本的考え方

(1) 目的

甲及び乙は、乙及び協力企業等が提供する業務パフォーマンスの維持、向上、回復を目的として、運営期間におけるモニタリング（以下「運営モニタリング」という。）を行い、必要に応じてその監視結果をサービス対価の支払等に反映させるものとする。

要求水準等を満足することが乙の甲に対する事業契約上の債務であることから、乙から甲へ提供される業務パフォーマンスが、乙の責めに帰すべき事由により要求水準等を満たしていない場合には、甲は、乙の債務不履行としてサービス対価の支払額の減額等を行う。

また、運営期間は長期にわたることから、官民のパートナーシップの考えに則り、乙が甲へ提供する業務パフォーマンスが継続的に向上・回復できる仕組みとすべく、運営段階における課題、是正策等を甲・乙双方で一体となって協議する場としても位置づけるものとする。

(2) 運営モニタリングの実施期間

原則として、運営業務開始予定日から平成45年3月までとする。ただし、調達関連業務については、その業務期間である平成25年4月（医薬品調達予定リスト作成支援業務等は、平成24年度内で別途甲と乙が合意した時期）から平成45年3月までとする。

(3) 運営モニタリングの対象業務

運営モニタリングの対象となる業務は、以下の業務のうち、(2)に示す実施期間に行われるものとする。なお、乙によりBPRがなされた場合は、BPR後の業務構成に基づくものとする。以降、別途規定する場合を除き、「業務」とは下記の記載のうち最小項目の業務区分に基づくものとする。

ア 統括マネジメント業務

(ア) 個別業務のマネジメント業務（開院準備支援業務を含む）

(イ) 病院経営支援業務

イ 調達関連業務

(ア) 医薬品調達関連業務

1) 医薬品調達予定リスト作成支援業務

2) 医薬品調達業務

(イ) 診療材料調達関連業務

1) 診療材料調達予定リスト作成業務

2) 診療材料調達業務

(ウ) 準備品・消耗品調達関連業務

ウ 運營業務

(ア) 診療技術支援業務業務

1) 食事の提供業務

2) 医療機器の管理・保守点検業務

3) 医療補助業務

(イ) 物流管理関連業務

1) 物品管理業務（ベッドステーション業務を含む）

2) 滅菌消毒業務

3) 洗濯業務

(ウ) 情報管理関連業務

1) 診療情報管理業務

2) 医療事務業務（電話交換業務を含む）

(エ) 施設維持管理業務

1) 清掃業務（植栽管理業務を含む）

2) 施設メンテナンス業務（駐車場管理業務及び医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む）

3) 警備業務

エ 利便施設運營業務

(4) 甲の運営モニタリングと乙のセルフモニタリングの関係

運営モニタリングは、本来、乙が甲に対して提供するサービスが要求水準等を満足しているか否かを甲が確認・評価するために実施するものであるが、本事業では、乙に対して各業務を統括するマネジメント機能を求めていることから、(6)に後述する3種類のモニタリングのうち、日常モニタリング・定期モニタリングについては、甲は、乙のセルフモニタリングを基に、業務パフォーマンスに関する確認・評価を行うものとする。

よって、乙は、協力企業等が実施する各業務の履行結果について、要求水準等を満足しているか否かを主体的に確認・評価し、年度マネジメント報告書を構成する「日報」「月報」「四半期

報告書」及び「年度総括書」にそれぞれセルフモニタリング結果として明記すること。なお、業務パフォーマンスが要求水準等を満足していないとみなされる事象等が発生した場合には、乙は協力企業等と一体となり、当該業務に関してPDCAを組み入れた業務是正計画書（以下「業務是正計画書」という。）の作成等をはじめ、自主的な是正に向けた取り組みを自主的に実施することを前提とする。

また、甲は、上記の日常モニタリング・定期モニタリングに加え、随時モニタリングにより、乙が実施するセルフモニタリング結果に問題がないかを確認・評価するとともに、日々の業務においても必要に応じて乙に対する是正・指導等を実施できるものとする。

(5) 委員会の活用

運営モニタリングは、下表に示す2つの委員会を活用して進めるものとする。

委員会名	開催主体	役割	開催頻度
定期モニタリング委員会	甲及び乙の共同開催	定期モニタリングにおける評価の事実認定・確定行為	原則1回 ¹ /月
事業評価委員会	甲による開催	上記評価の妥当性の確認及び実際の減額執行	原則1回 ² /四半期

(6) 運営モニタリングの実施方法

甲は、以下の3種類の方法により、乙が提供する業務パフォーマンスを確認・評価する。

モニタリングの種類	モニタリング方法の概要
日常モニタリング	<p>【前提：乙による日報の作成】</p> <p>○乙は、後述するモニタリング・システムを踏まえた上で、業務ごとに、提供する業務パフォーマンスに対する日常的なセルフモニタリング結果について、日報としてとりまとめるものとする。なお、当該日報には、乙のヘルプデスクに寄せられた苦情・要望等、それらに対する自らの対応・結果についても明記するものとする。</p> <p>【日常モニタリングの実施】</p> <p>○甲は、乙が作成した日報の内容を日常的に確認するとともに、協働する日常業務の中において、適宜、実地確認を行うという手順を基本とする。</p> <p>○甲は、後述する「施設環境の確認」について、日常的に行う。なお、当該確認は、発生ベースの確認を基本とするが、適宜、事後確認も含むものとする。</p>
定期モニタリング	<p>【前提：乙による月報の作成】</p> <p>○乙は、甲による日常モニタリングの内容を含め、業務パフォーマンスのセルフモニタリング結果について月ごとに集計・総括し、月報としてとりまとめ、甲へ報告する。</p> <p>【定期モニタリングの実施】</p> <p>○甲は、定期的（原則として1回/月）に病院施設を巡回し、後述するモニタリング・システムを踏まえた上で、予め乙の業務パフォーマンスについての実地確認を行う。</p> <p>○甲及び乙は「定期モニタリング委員会」を月に1回共同開催し、先月の業務パフォーマンスについて、乙から甲への日報、月報の内容等に関する報告が行われた上で、乙と病院職員の意見交換等を実施する。</p> <p>○上記の意見交換等の内容には、乙のヘルプデスクに寄せられた以外のものであって、甲が把握している患者及び病院職員等からの苦情・要望等に関する事項も含むものとする。</p>

¹ 乙が甲へ提供するサービスの提供状況に応じて、必要に応じて臨時に当該委員会を開催し、サービスの業務評価を行うこともある。（例えば、業務パフォーマンスが低下している場合は甲への報告頻度を上げる等）。

² 発生事象の重大性等を鑑みて、必要に応じて臨時に開催することもある。

モニタリングの種類	モニタリング方法の概要
	<p>とする。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○日常モニタリングの結果、甲により是正を求められた項目及び、前回の定期モニタリングの結果、要求水準等を満足していないと認められた項目等については、乙は業務是正計画書を速やかに策定の上、業務の是正を行うものとする。当該是正計画の内容は、その是正結果とともに、「定期モニタリング委員会」において甲に対して報告を行い、甲はその確認・評価を行う。</p> <p>○苦情・要望等に係る評価方法としては、苦情・意見の量を基準とはせず、適切に対応しているかという視点を重視するものとする。</p>
随時モニタリング	<p>○甲は、必要に応じて、病院施設を巡回し、定期モニタリングと同様に実地確認を行う。</p> <p>○甲は、適宜、患者満足度調査、病院職員満足度調査、第三者調査・モニター調査等を実施し、そこでの調査結果及び各種要望・苦情等を分析し、評価する。当該評価結果は、適宜「定期モニタリング委員会」における評価に活用する。</p> <p>○甲は、モニタリングの結果、乙に対して業務是正勧告又は業務是正命令を行った業務がある場合、当該業務について、乙による業務パフォーマンスが回復しているか否かを確認する。</p>

(7) サービス対価の減額等を伴わない事項への対応について

サービス対価の減額等を講じる際の前提条件は、該当する事象が乙の責めに帰すべき事由により生じ、かつその結果が後述する標準環境不提供事象もしくは要求水準等未達事象と甲が判断できた場合となる。一方、当該前提条件に合致し難い事象（第三者の責めに多分に帰すべき事由による事象や、要求水準等未達とは判断し難い事象等）であっても、甲として乙に対応等を求めざるをえない事象が生じることも考えられる。

この場合、甲は必要な対応等について、その理由を明確にした上で乙に求めることができるものとするが、当該要請を行ったこと自体は、サービス対価の減額等に影響しないものとする。

2 運営モニタリング・システム

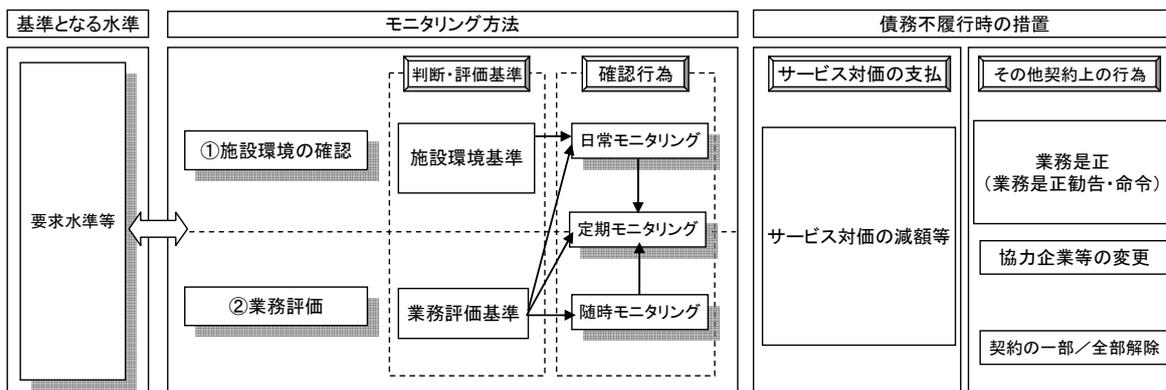
(1) 統括マネジメント業務及び運営業務について

ア モニタリングの種別

統括マネジメント業務及び運営業務（以下「統括マネジメント業務等」という。）におけるモニタリングの種別は、当該業務に係る乙の債務不履行の結果として生じる影響に従い、以下のとおり大別する。

モニタリング種別	判断又は評価すべき影響	該当する事象	判断又は評価の基準	実施時の留意事項
施設環境の確認	乙の債務不履行に起因して、病院運営等が支障なく実施できる施設環境が確保されている状態（以下「標準環境」という。）を損なう事象が発生していないか。	標準環境不提供事象	標準環境不提供事象の判断指標として、甲及び乙の協議の上、「施設環境基準」を甲が決定する。	発生ベースでの確認（適宜、事後確認も含む）を基本とする。
業務評価	標準環境を損なうまでは至らないものの、乙による業務パフォーマンスが、要求水準等を満たしていないものとなっていないか。	要求水準等未達事象	要求水準等未達事象の判断指標として、甲及び乙の協議の上、「業務評価基準」を甲が決定する。	乙が実施するセルフモニタリング結果に基づく、甲による日常モニタリング及び定期モニタリングのほか、適宜随時モニタリングとして実施する。

【イメージ図】



イ モニタリング・システム構築時の留意事項

甲が用いるモニタリング・システムの構築について、施設環境基準及び業務評価基準を活用し、要求水準等を基に甲及び乙が協議の上、甲が決定する。

なお、モニタリング・システムの構築にあっては、以下の点に留意すること。

(7) モニタリングの実施手順

モニタリング方法としての実効性や施設環境基準及び業務評価基準の適正性の確保を目

指し、単に評価するだけでなく、常にPDCAサイクル³を繰り返して、モニタリング自体が常に業務パフォーマンスの是正・改善に繋がられるよう、実施手順を設定すること。

(4) 施設環境の確認

1) 施設環境基準の設定

標準環境不提供事象に該当する事象としては、例えば「手術室が支障なく使用できる状態ではない」等、病院施設の一定のエリアが標準環境にない状態に陥ってしまうことが挙げられる。また、当該事象が病院運営等に与える影響の度合いは、当該事象が発生したエリアがどこであるかによって、当然に異なってくる。この点を踏まえ、対象となるエリアごとに、その重要度を鑑みた上で、満たすべき施設環境基準を設定するものとする。

標準環境不提供事象を構成しうる要素の概要、及び各エリアの重要度区分の例について、それぞれ下表に示す。

【標準環境不提供事象を構成しうる要素】

区 分	概 要
機能性の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・診療行為に必要な物品等が適切に提供されておらず、病院運営等に支障が生じる。 ・維持されるべきインフラが適切に提供されておらず、病院運営等に支障が生じる。
時間帯・頻度の不遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時間、期日などが守られておらず、病院運営等に支障が生じる。 ・利用できる回数が満たされておらず、病院運営等に支障が生じる。
安全度の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全度（適切な診療行為が為されない場合の患者及び病院職員への影響度）に支障が生じる。 ・必要なセキュリティレベルの維持に支障が生じる。

【各エリアの重要度区分（例）】

重要度区分	該当エリア
区分A	手術室、病室、外来診察室 等
区分B	外来準備コーナー、物品管理室、中央材料部、EV、スタッフステーション、サーバ室、操作室 等
区分C	相談室、外来ホール、カンファレンスルーム、受付、スタッフ休憩室、仮眠室、脱衣室、シャワー室、講堂、研修室、車庫、ロッカールーム、トイレ 等

2) 標準環境不提供事象の確認プロセス

標準環境不提供事象が発生した場合の確認プロセスは、発生事象ごとに、①具体的な内容、②発生の時点から修復までの時間（猶予時間内に修復したか否か等）、③乙に帰責性があるか否か（事後に確認される場合も想定）、④結果的に代替可能であったか否か、⑤二次的影響が発生していないか等を総合的に検証した上で、サービス対価の減額等に関する取り扱いを判断する。

上記のようなプロセスの事実認定については毎月開催される「定期モニタリング委員会」で実施する。

なお、以下に示す場合は、標準環境不提供事象によるサービス対価の減額等は行わない。

³ PDCAサイクルとは、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のプロセスの順に実施サイクルを回すことで、品質の維持・向上および継続的な業務是正・改善活動を推進するマネジメント手法である。

- ア) あらかじめ甲の指示に基づき実施した業務に起因する場合
- イ) 猶予時間以内に、施設環境が修復された場合
- ウ) 乙の自主的な是正により、結果的に他の方法にて代替可能であった場合(ただし、このような場合は業務評価の対象とする。)

3) サービス対価への反映方法

施設環境の確認の結果をサービス対価に反映する方法として、本事業では、「ペナルティポイント(以下「PP」という。)」制を採用する。

PP制とは、施設環境の確認の結果、乙の責めに帰すべき事由による標準環境不提供事象が確認された場合、当該事象に応じて、予め甲及び乙が協議の上で設定したPPを付与するものである。なお、標準環境不提供事象の主な原因となった業務(複数の業務となる場合を含む)に対してPPを付与するものとする。ただし、以下に示す猶予時間の設定を考慮するものとする。

4) 猶予時間の設定

病院機能に対する重要性を考慮し、対象となるエリアごとに、その重要度を鑑みた上で減額等を行うまでの猶予時間を定める。猶予時間は、甲職員が乙に対して通知した時点から利用可能であることの報告を受けるまでの時間とする。

猶予時間の設定にあたっては、原則として、重要度が高いエリアであれば猶予時間は短く設定される。また、同様の事象が複数回発生する場合には、当該事象に対しての猶予時間を短縮することがある。

なお、猶予時間については、実施計画書策定時に甲及び乙間で協議の上、甲が決定するものとする。

(ウ) 業務評価

1) モニタリング項目の設定

運営モニタリングを行う際の確認・評価の対象となる項目(以下「モニタリング項目」という。)の設定に関しては、主に以下の点に留意すること。

- ア) 要求水準の内容を「確認・評価が可能なレベル」に細分化し、原則として年度マネジメント計画書及び年度運営業務計画書を構成する業務仕様書に記載の内容と対応づけた項目を「モニタリング項目」として設定する。
- イ) モニタリング項目は、甲と乙の協議の上、必要に応じて、適宜変更することができるものとする。

2) モニタリング項目の重み付け

業務評価の結果、同じ要求水準等未達事象と評価された事象でも、病院運営等への影響の程度等には相当程度の差異があることが考えられる。

よって、予めその影響度を想定し、甲と乙の協議の上、甲が、各モニタリング項目を以下の[3]つにレベル分けすることとする。ただし、協議の結果、甲と乙合意の上であれば、

レベル分けの数等を変更することも可能とする。

なお、ここでのレベル分けは、あくまで事前の想定に基づく設定であり、モニタリングの結果、明らかに当初のレベル分けに反した影響が確認された場合（例：レベル1としていたモニタリング項目に関して、レベル2に相当する影響が確認された場合）、原則として結果を優先し、確認された影響に該当するレベルの要求水準等未達事象が発生したものとみなす。

レベルの区分		当該項目について要求水準等未達となった際に想定される影響
モニタリング項目	レベル1	・病院運営等に与える影響はない若しくは極めて小さい。
	レベル2	・レベル3には至らないものの、病院運営等に明確に影響を与えてしまう。
	レベル3※	・患者をはじめとした病院利用者や病院の財務状況及び医療水準等に影響を与えてしまう。 ・公共責任が問われる。 ・法令違反に該当する。

※モニタリングの結果、要求水準等未達に関して、隠蔽虚偽等の悪質な対応が取られたと判断された場合、当該モニタリング項目の当初のレベル分けに関わらず、原則としてレベル3の要求水準等未達事象が発生したものとす。

※レベル3に該当する要求水準等未達事象の結果、標準環境を損なう事態を招いた場合、モニタリング結果として、当該事象は「標準環境不提供事象」として取扱うものとする。

3) 業務評価基準の設定

業務評価基準の設定に関しては、主に以下の点に留意すること。

- ア) 業務評価基準は、モニタリング項目ごとに設定するものとする。
- イ) モニタリング項目には定量的な内容と定性的な内容の両方が含まれるが、それらに対する業務評価基準は、「Yes/No」又は「K P I⁴」のいずれかで評価・判断できるものとする。なお、業務評価基準として考えられる設定を以下に例示する。

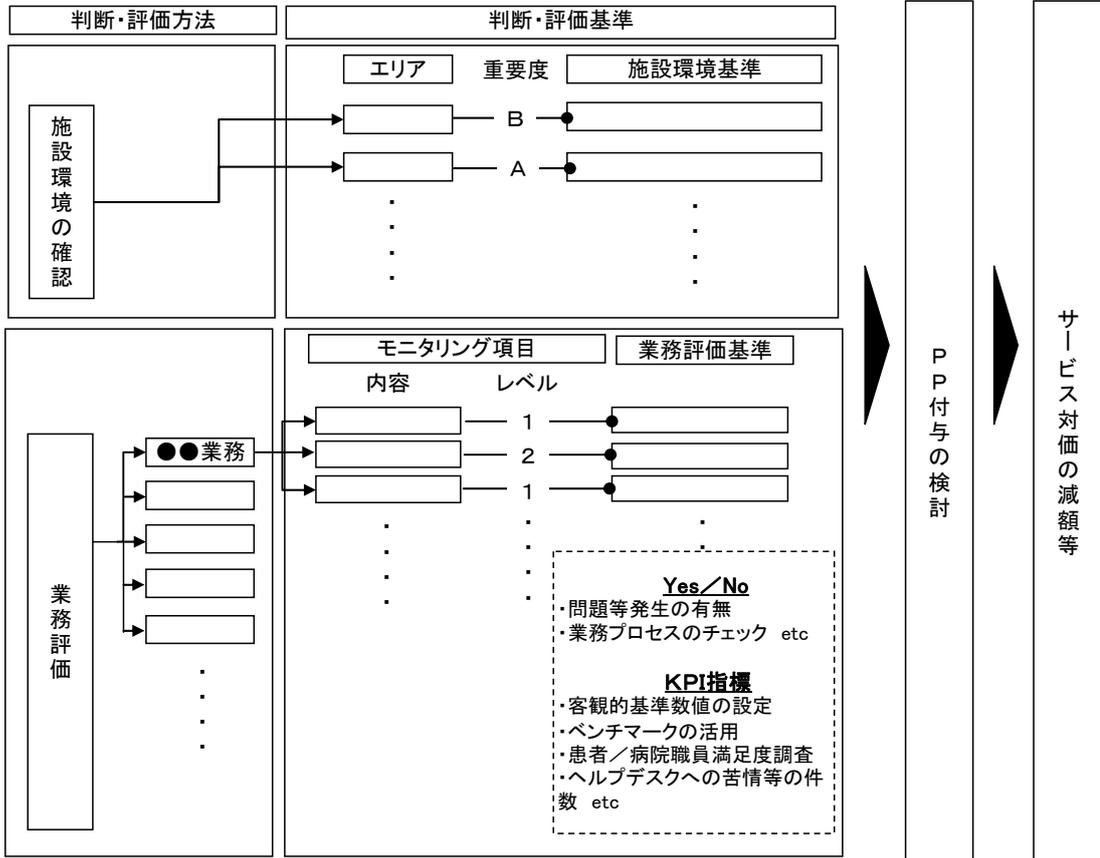
業務評価基準の分類	考えられる設定の例
Yes/No	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類等の有無のチェック ・業務プロセス遵守のチェック ・問題発生等の有無のチェック
K P I	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的基準値を設定し、当該値からの乖離の確認 ・ベンチマークの活用 ・患者/病院職員満足度調査の結果 ・ヘルプデスクへの苦情等の件数

⁴ K P I (key performance indicator ; 重要業績評価指標) とは、企業目標やビジネス戦略を実現するために設定した具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標 (業績評価指標 : performance indicators) のうち、特に重要なものを指す。

4) サービス対価への反映方法

業務評価の結果をサービス対価に反映する方法として、本事業では前述の「イ 施設環境の確認」と同様に、PP制を採用する。

【イメージ図】



(I) 業務の是正に関する措置

運営モニタリングは、乙のセルフモニタリングを基本とすることから、要求水準等が満足されていない場合は、乙の自主的な是正により、サービスの向上・回復が図られることを基本とする。

しかし、PPが付与されたモニタリング項目であって、その是正が迅速かつ確実に行われる必要がある場合のほか、甲が必要と判断した場合、甲は、乙に対し、業務是正勧告、業務是正命令等の是正措置を求める旨を書面にて通知する。この場合、乙は、後述するとおり、乙が自主的な是正に基づき作成する業務是正計画書とは別に、当該通知を受領後、速やかに当該事象にかかる業務是正計画書を作成し、甲が合理的に定める期限までに提出するものとする。

1) 業務是正勧告

甲は、運営モニタリングの結果、上記に該当する事態であると判断した場合、乙に対し

て業務是正勧告を行うものとする。乙は、当該是正勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について甲と協議を行うとともに、その原因究明の結果と是正対策、是正期限等を記載した業務是正計画書を甲に提出し、承諾を得るものとする。

なお、モニタリング項目の重要度区分「レベル[2]以上」に該当するしない事象でなければ、原則として、1回目であれば業務是正勧告を発動することはない。ただし、同一事象が2回以上発生した場合には、甲は乙に対し、業務是正勧告を発動することができる。

2) 業務是正の確認

甲は、乙からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、業務是正計画書に沿った是正が行われたか否かを確認する。

3) 業務是正命令

甲は、上記の随時モニタリングの結果、業務是正計画書に沿った期限・内容での是正が認められないと判断した場合のほか、下記に該当する場合、乙に対して業務是正命令を行うものとし、以下、是正勧告の場合と同様の手順でその是正を確認するものとする。

なお、モニタリング項目の重要度区分「レベル[3]以上」に該当するしない事象でなければ、原則として、1回目であれば業務是正命令を発動することはない。

- ・乙が速やかに業務是正に関する協議又は業務是正計画書の提出を行わなかった場合
- ・当該事由に関して、原則として過去3事業年度以内に累積して[2]回の業務是正勧告が行われていた場合
- ・結果として、レベル[3]に相当する影響が確認された場合

(オ) 協力企業等の変更等の要請

甲は、事業契約書(案)別紙10に従い、乙に対して、当該業務を担当する協力企業等の変更を要請することができる。なお、当該業務をS P Cが直接担当している場合も原則として同様とする。

(カ) 契約の解除等

甲は、協力企業等の変更等の措置を行っても未だ是正が認められない場合には、乙に対して書面で通知することにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

(キ) P P制について

1) P P付与の仕方

モニタリングの結果、該当する事象であると判断された場合、事象ごとに下表に従い甲がP Pを付与するものとする。なお、P Pの付与は、モニタリングの対象となる業務ごとに月単位で行われるものとする。

ア) 標準環境不提供事象に対する付与

標準環境不提供事象が確認された場合には、「施設環境基準」に基づき予めエリアごとに設定したP Pを付与する。

なお、モニタリング実施計画書時に策定する「施設環境基準」には、減額の適用ルール等に加え、エリアごとに付与されるP Pを規定する。当該P Pについては、エリアごとの重要度区分、当該エリアの施設環境不提供により生じうる[逸失利益/逸失収益]（例；手術室の場合は1件あたりの平均収入 等）等を勘案して、エリアごとに設定する。

なお、標準環境不提供事象に対するP Pは、要求水準等未達事象に付与されるP Pを一定上回るようなレベルで設定する。

イ) 要求水準等未達事象に対する付与

要求水準等未達事象が発生した場合は、下記に示すルールに従い、P Pを付与する。

該当する <u>レベルの区分事象</u>		付与されるP P
要求水準等未達事象が確認された モニタリング項目	レベル1	[1] P P※
	レベル2	[3] P P
	レベル3	[5] P P

※当該モニタリング項目に基づく初めての要求水準等未達事象の場合は、原則としてP Pは付与しない。

ウ) 業務是正勧告・命令、それらに対する業務是正計画書未提出による付与

業務是正勧告・命令が発動された場合等においても同様、P Pを付与する。

該当する <u>レベルの区分事象</u>	付与されるP P
業務是正勧告による付与	[5] P P
業務是正命令による付与	[10] P P
業務是正勧告、業務是正命令に伴う 業務是正計画書未提出による付与 ⁵	[10] P P

⁵ 業務是正勧告、業務是正命令の発令後、原則1週間以内に業務是正計画書が甲に提出されなかった場合にP Pを付与する。ただし、別途甲及び乙の合意による期日がある場合は、この限りではない。

以上を踏まえ、付与されうるPPについて、下表に整理する。

該当するレベルの区分 事象		付与されるPP				
		事象の 確認	業務是正勧告を伴う場合		業務是正命令を伴う場合	
				業務是正計画書 未提出の場合		業務是正計画書 未提出の場合
要求水準等未 達事象が確認 されたモニタ リング項目	レベル1	[1] PP (①)	①+ [5] P P	左記 + [10] PP	①+ [10] PP	左記 + [10] PP
	レベル2	[3] PP (②)	②+ [5] P P	左記 + [10] PP	②+ [10] PP	左記 + [10] PP
	レベル3	[5] PP (③)	③+ [5] P P	左記 + [10] PP	③+ [10] PP	左記 + [10] PP

2) PPの相殺の考え方

モニタリングの第一の目的は、サービス対価の減額ではなく、乙から提供されるサービスの質の維持、向上、回復であるため、乙が提供するサービスの質が2ヶ月間連続して著しく向上されたと甲が判断した場合は、「事業評価委員会」において、リカバリーポイント（以下「RP」という。）の付与並びにPPとの相殺可否の検討を行う。なお、ここでいう「サービスの質が著しく向上された」とは、例えばモニタリング項目に対する業務評価基準について、仮にABCの3段階評価を採用し、要求水準を満足するレベルを「B」として基準設定した場合、要求水準を上回る目標レベルを「A」と設定し、当該「A」を達成する状態を指す。

ただし、「標準環境不提供事象が確認されたモニタリング項目」及び「業務是正勧告等が行われたモニタリング項目」に関するPPについては、RPとの相殺は行わない。

なお、RPは、前述のとおり甲が「サービスの質が著しく向上された」と判断できることが前提となることから、当該判断が可能であり、かつ、当該サービスの質の向上が患者サービスの向上等に直結する等、その継続的な改善への期待が大きいモニタリング項目に対して適用されるものとする。従って、全てのモニタリング項目において適用できるとは限らず、具体はモニタリング項目を踏まえ、甲と乙の協議の上、甲が決定するものとする。

モニタリング項目が該当するレベルの区分ごとに各レベルで付与されうるRPを下表に示す。

該当するモニタリング項目のレベルの区分 事象	付与されうるRP
レベル1	[1] RP
レベル2	[3] RP
レベル3	[5] RP

3) PP相殺の前提条件

当該業務において、PPが付与された翌月から2ヶ月間連続して、要求水準等未達事象が発生していない場合に限り、PPの相殺を行うものとする。

4) PP相殺の手順

ア) PPがRP付与と同じ評価対象期間に発生している場合

甲は、当該PPが付与された業務と同業務のモニタリング項目について、PPが発生した月の翌月から2ヶ月間連続して著しくサービスの質の向上が図られていると判断した場合、当期の事業評価委員会において、RPを算定し、PPと相殺するか否かについて検討し、相殺が認められれば、甲は乙に対し、相殺の結果を踏まえ、サービス対価の支払額を確定することとする。

なお、支払対象期間の詳細については、後述する。

イ) PPがRP付与の直前の評価対象期間に発生し、かつ対価が減額されている場合

甲は、当該PPが付与された業務と同業務のモニタリング項目について、PPが発生した月の翌月から2ヶ月間連続して著しくサービスの質の向上が図られていると判断した場合、当期の事業評価委員会において、RPを算定し、PPと相殺するか否かについて検討する。ここで、相殺が認められれば、甲は乙に対し、相殺の結果を踏まえ、前期の事業評価時のサービス対価の減額分の一部（相殺分）を支払うこととする。

ウ) 相殺対象となるPPが未発生の場合

RPは、すでにPPが発生していなくとも、2ヶ月間連続して著しくサービスの質の向上が図られていると甲が判断した場合、適宜算定できるものとする。ただし、当該RPを相殺に適用できるPPは、RPを算定した月が属する評価対象期間の翌期までに、RPが算定された業務と同業務のモニタリング項目に対して発生したPPとし、翌々期以降に発生したPPの相殺には適用できないものとする。また、「RP-PP」に残分が生じた場合、当該残分についても同様にRP発生の翌期まで、相殺に適用できるものとする。

ウ モニタリング結果の通知

甲は、毎月の業務に対するモニタリング結果について、月報等の受領後 10 日以内に乙に通知する。ただし、後述する第Ⅳ期に関しては、3月31日付けとする。

エ 減額金額の算出手順

1) 減額等の対象期間

甲は、乙により提供されるセルフモニタリング結果に基づき、「定期モニタリング委員会」において各業務に対して P P を付与し毎月計上する。毎月計上された P P は「定期モニタリング委員会」を通じ、「事業評価委員会」へ報告する。

なお、サービス対価の減額の決定は、下表に示す 3 ヶ月ごと（以下「評価対象期間」という。）に開催される「事業評価委員会」にて実施する。

業務ごとの評価対象期間における P P の累積が [5] ポイント未満の場合は減額の対象外とする。ただし、評価対象期間においてモニタリング対象業務全体での P P の累積が前述の [5] ポイントに全業務数を乗じた値の [50] % 以上の場合は、P P が付与された全業務について減額の対象とし、以降の減額率の算出等を行うものとする。

評価対象期間の区分	当該期間
第Ⅰ期	4月1日～6月30日
第Ⅱ期	7月1日～9月30日
第Ⅲ期	10月1日～12月31日
第Ⅳ期	1月1日～3月31日

P P の集計及び減額金額の算出は、評価対象期間において、対象業務ごとに実施するが、し、減額金額の上限も同様に業務単位での設定は、「乙が甲へ提供するサービスは一体的なものである」という考え方に基づき、業務単位ではなく、モニタリングの対象業務に係るサービス対価の総額に対して設定するものとする。

減額措置決定時に、本来減額するはずであった分のサービス対価の支払いが行われている場合、算出された減額分を翌評価対象期間の最初の月（第Ⅰ期のモニタリングに伴う減額であれば7月）のサービス対価から差し引くことにより減額措置を行う。

2) サービス対価の減額率の算出式

PPに基づくサービス対価の減額率は、業務ごとに以下の算出式に基づき算出するものとする。なお、以下は食事の提供業務を例としているが、統括マネジメント業務等の業務に共通に適用される算出式である。

(減額率の算出式 ～食事の提供業務の場合～)

$$\text{『減額率（食事の提供業務）』} = M2 / M1 \times [100]^6 (\%)$$

M1：当該評価対象期間中に「食事の提供業務」に関する全モニタリング項目で付与される最大のPPの合計

M2：当該評価対象期間中に「食事の提供業務」に関するモニタリング項目に対して実際に計上されたPPの合計

※「施設環境の確認」に伴うPPについては、「標準環境不提供事象」が確認された場合にのみ、M1及びM2にそれぞれ計上するものとする。

※事故・災害等発生時の対応等、非常事態にのみモニタリングすべき項目については、当該非常事態発生時のみ、当該モニタリング項目に関するPPについて、M1及びM2それぞれ計上するものとする。

※M1には、業務是正報告・命令及びそれらに対する業務是正計画未提出により付与され得るPPは含まないものとする。

3) 減額金額の算出式（個別業務のマネジメント業務以外の業務の場合）

統括マネジメント業務等（ただし、個別業務のマネジメント業務を除く）の業務に関する減額金額は、業務ごとに算出することを基本とした上で、以下の算出式に基づき算出するものとする。なお、以下は食事の提供業務を例としているが、統括マネジメント業務等（ただし、個別業務のマネジメント業務を除く）の業務に共通に適用される算出式である。

(減額金額の算出式 ～食事の提供業務の場合～)

$$\text{『減額金額（食事の提供業務）』} = (X_1 + Y_1) \times \text{減額率} (\text{千円/期})$$

X₁：当該評価対象期間中に既に支払った「食事の提供業務」に対するサービス対価の金額

Y₁：減額なしの場合に支払い得る当該評価対象期間中の「食事の提供業務」に対するサービス対価の残額

※千円未満は切捨てとする。

⁶ 減額率算出に係る係数については、業務ごとに設定値を変更することもある。

4) 減額金額の算出式（個別業務のマネジメント業務の場合）

本事業では、乙に対して個別業務のマネジメント業務を求めていることから、マネジメントの対象となる運營業務に対するサービス対価が減額された場合、その責任の一部を個別業務のマネジメント業務に対するサービス対価に反映するものとする。

以上を踏まえ、当該業務に関する減額金額は以下の算出式に基づき算出するものとする。

（減額金額の算出式）

$$\text{『減額金額』} = (X_2 + Y_2) \times \text{減額率} + (X_2 + Y_2) \times [0.5] \times \alpha \text{ (千円/期)}$$

X_2 : 当該評価対象期間中に既に支払った個別業務のマネジメント業務に対するサービス対価の金額

Y_2 : 減額なしの場合に支払い得る当該評価対象期間中の個別業務のマネジメント業務に対するサービス対価の残額

α : 運營業務のうち、当該評価対象期間中において減額対象となった業務に対するサービス対価の総額
／当該評価対象期間中における運營業務全体に対するサービス対価の支払総額

※千円未満は切捨てとする。

5) 減額金額の上限設定

サービス対価の減額の上限は、以下のとおり設定する。なお、以下は食事の提供業務を例としているが、統括マネジメント業務等の業務に共通に適用される算出式である。

（減額金額の上限 ～食事の提供業務の場合～）

$$\text{『減額金額の上限（食事の提供業務）』} = (X_3 + Y_3) \times [0.25] \text{ (千円/期)}$$

X_3 : 当該評価対象期間中に既に支払った「食事の提供業務」に対するサービス対価の金額

Y_3 : 減額なしの場合に支払い得る当該評価対象期間中の「食事の提供業務」に対するサービス対価の残額

※千円未満は切捨てとする。

オ 留意事項

運營業務に係るサービス対価のうち、「保守委託対象医療機器（初期調達分）の医療機器の管理・保守点検業務費相当額」及び「計画修繕費相当額」については、事業期間中にスポット的に発生しうる業務である等、対象となる各業務の特性を鑑み、運営モニタリングのうち、業務評価に基づくサービス対価の減額等は行わないものとする。ただし、各業務において乙の責めに帰すべき事由により「標準環境不提供事象」が確認された場合には、他の運營業務と同様に減額等の措置を講じるものとする。

なお、上記は運営モニタリングを行わないことを意味するのではなく、各業務の履行結果は他の業務と同様に監視を行い、問題等が確認された場合には、速やかな是正対応を求めるものとする。

(2) 調達関連業務について

ア モニタリングの種別

統括マネジメント業務等に適用される「業務評価」に基づくものとする。

イ モニタリング・システム構築時の留意事項

(7) モニタリングの実施手順

統括マネジメント業務等と同じ。

(4) 業務評価

1) モニタリング項目の設定

モニタリング項目の設定に関しては、主に以下の点に留意すること。

- ア) 要求水準の内容を「確認・評価が可能なレベル」に細分化し、原則として年度業務計画書を構成する業務仕様書に記載の内容と対応づけた項目を「モニタリング項目」として設定する。
- イ) モニタリング項目は、原則として下表に示す概要に基づく内容とすること。ただし、甲及び乙の協議の上、甲が承諾する限りにおいて、下表に示す以外の内容に関するモニタリング項目を設定することも可能とする。
- ウ) モニタリング項目は、甲及び乙の協議の上、必要に応じて、適宜変更することができるものとする。

業務の区分		モニタリング項目の概要
医薬品調達 関連業務	医薬品調達予定リスト作成支援業務	<ul style="list-style-type: none">・乙の責めに帰すべき事由により、必要なリストが甲及び乙が合意の上で決定する期日までに完成しているか。・リスト作成にあたり、同種同効品の提案・院内調整等、積極的に活動しているかどうか。
	医薬品調達業務	<ul style="list-style-type: none">・ベンチマーク及びそれに基づく基準の設定等に関する協議等について、誠実かつ十分な対応が行われているか。・ベンチマーク及び基準について、妥当な提案がなされているかどうか。・ベンチマーク及び基準について、甲及び乙が合意の上で決定する期日までに設定できているか。・医薬品代金が、設定したベンチマークに基づく基準を満足しているか。・調達した医薬品の安全性に問題がないか。・医薬品が安定的に調達されているか。・その他、効果的な調達業務を行うにあたり、必要な

業務の区分		モニタリング項目の概要
		院内調整及び対外的な交渉・折衝等が十分に行われているか。
診療材料調達関連業務	診療材料調達予定リスト作成業務	<ul style="list-style-type: none"> 乙の責めに帰すべき事由により、必要なリストが甲及び乙が合意の上で決定する期日までに完成しているか。 リスト作成にあたり、同種品の提案・院内調整等、積極的に活動しているかどうか。
	診療材料調達業務	<ul style="list-style-type: none"> ベンチマーク及びそれに基づく基準の設定等に関する協議等について、十分な対応が行われているか。 ベンチマーク及び基準について、妥当な提案がなされているかどうか。 ベンチマーク及び基準について、甲及び乙が合意の上で決定する期日までに設定できているか。 診療材料代金が、設定したベンチマークに基づく基準を満足しているか。 調達した診療材料の安全性に問題がないか。 診療材料が安定的に調達されているか。 その他、効果的な調達業務を行うに当たり、必要な院内調整及び対外的な交渉・折衝等が十分に行われているか。
準備品・消耗品調達関連業務		<ul style="list-style-type: none"> 調達した準備品・消耗品の安全性に問題がないか。 準備品・消耗品が安定的に調達されているか。 その他、効果的な調達業務を行うにあたり、必要な院内調整及び対外的な交渉・折衝等が十分に行われているか。

2) モニタリング項目の重み付け

「医薬品調達業務」「診療材料調達業務」及び「準備品・消耗品調達関連業務」におけるモニタリング項目に関しては、その業務評価の結果、同じ要求水準等未達事象と評価された事象でも、病院運営等への影響の程度等には相当程度の差異があることが考えられる。

よって、業務評価の結果として後述する「サービス対価への反映方法業務の是正に関する措置」にPP制を採用するモニタリング項目については、予めその影響度を想定し、甲と乙の協議の上、甲が、各モニタリング項目を以下の[3]つにレベル分けすることとする。ただし、協議の結果、甲と乙合意の上であれば、レベル分けの数等を変更することも可能とする。

なお、ここでのレベル分けは、あくまで想定に基づく設定であり、モニタリングの結果、明らかに当初のレベル分けに反した影響が確認された場合（例：レベル1としていたモニ

タリング項目に関して、レベル2に相当する影響が確認された場合)、原則として結果を優先し、確認された影響に該当するレベルの要求水準等未達事象が発生したものとみなす。

レベルの区分		当該項目について要求水準等未達となった際に想定される影響
モニタリング項目	レベル1	・病院運営等に与える影響はない若しくは極めて小さい。
	レベル2	・病院運営等に明確に影響を与えてしまう。 <u>(ベンチマークに基づく基準(事業者の努力状況を測る指標)が、事業者の責めに帰すべき事由により、レベル3に該当する程ではないものの、達成できていない場合を含む。)</u>
	レベル3*	・緊急対応時における対応不備等により、病院運営等に重大な影響を与えてしまう。 <u>(ベンチマークに基づく基準(事業者の努力状況を測る指標)が、事業者の責めに帰すべき事由により、大幅に達成できていない場合を含む。なお、ここでいう「大幅」の詳細については、甲と乙の協議により確定するものとする。)</u>

※モニタリングの結果、要求水準等未達に関して、隠蔽虚偽等の悪質な対応が取られたと判断された場合、当該モニタリング項目の当初のレベル分けに関わらず、原則としてレベル3の要求水準等未達事象が発生したものとす。

3) 業務評価基準の設定

業務評価基準の設定に関しては、主に以下の点に留意すること。

- ア) 業務評価基準は、モニタリング項目ごとに設定するものとする。
- イ) 現時点で、甲が想定する業務評価基準を下表に示す。なお、下表の内容ではモニタリング項目との対応等に関して不十分であることから、詳細は甲及び乙の協議の上で確定するものとし、適宜、業務評価基準を追加するものとする。
- ウ) 上記の協議に際して、モニタリング項目には定量的な内容と定性的な内容の両方が含まれるが、それらに対する業務評価基準は、「Yes/No」又は「KPI」のいずれかで評価・判断できるものとする。「Yes/No」又は「KPI」の例については、統括マネジメント業務等における記載を適宜参照のこと。

業務の区分		業務評価基準の考え方
医薬品調達 関連業務	医薬品調達予定リスト作成支援業務	・乙の責めに帰すべき事由により、当該リスト確定日が期日を超過した日数*。 ・リスト作成時の同種同効品の提案・院内調整等の内容評価。
	医薬品調達業務	【健全経営の視点に基づくモニタリングのうち、代金相当額に反映するモニタリング】 ・ベンチマークに基づく基準 <u>(代金相当額の妥当性を</u>

業務の区分		業務評価基準の考え方
		<p><u>測る指標</u>の達成度合い。</p> <p>【上記以外の視点からのモニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ベンチマークに基づく基準（事業者の努力状況を測る指標）</u>の達成度合い。 ・ 一般薬品の主要品目に対する購入単価の比較結果。 ・ 乙の責めに帰すべき事由により、ベンチマーク及び基準の確定日が期日を超過した日数[※]。 ・ ベンチマークとして設定する対象 <u>病院施設等</u>のレベルの妥当性。
診療材料調達関連業務	診療材料調達予定リスト作成業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乙の責めに帰すべき事由により、当該リスト確定日が期日を超過した日数[※]。 ・ リスト作成時の同種品の提案・院内調整等の内容評価。
	診療材料調達業務	<p>【健全経営の視点に基づくモニタリングのうち、代金相当額に反映するモニタリング）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチマークに基づく基準 <u>（代金相当額の妥当性を測る指標）</u>の達成度合い。 <p>【上記以外の視点からのモニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要品目に対する購入単価の比較結果。 ・ 乙の責めに帰すべき事由により、ベンチマーク及び基準の確定日が期日を超過した日数[※]。 ・ ベンチマークとして設定する対象 <u>施設等病院</u>のレベルの妥当性。
準備品・消耗品調達関連業務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象品目からランダム抽出した複数品目における市場価格との比較結果。

※以下、各業務において単に「超過日数」という。

4) サービス対価への反映方法

業務評価の結果をサービス対価に反映する方法は、下表のとおりとする。なお、統括マネジメント業務等において用いたP P制は、後述するとおり、サービス対価への反映方法としてではなく、別途「業務の是正に関する措置」に関連するものとして用いるため、留意すること。

業務の区分		サービス対価の区分	サービス対価への反映方法
医薬品調達 関連業務	医薬品調達予定リスト作成支援業務	・ 医薬品調達予定リスト作成支援業務費相当額	・ 超過日数を踏まえ、甲は、乙に対するサービス対価の減額等を行うものとする。
診療材料 調達関連業務	診療材料調達予定リスト作成業務	・ 診療材料調達予定リスト作成業務費相当額	
医薬品調達 関連業務	医薬品調達業務	・ 医薬品調達関連業務に関して乙が調達業務の実施に要した費用相当額	・ 超過日数を踏まえ、甲は、乙に対するサービス対価の減額等を行うものとする（ただし、準備品・消耗品調達関連業務を除く）。 ・ その他、統括マネジメント業務等と同様に、P P制を採用する。ただし、この視点からのサービス対価への反映を行うものではなく、詳細は後述する。
診療材料調達 関連業務	診療材料調達業務	・ 診療材料調達関連業務に関して乙が調達業務の実施に要した費用相当額	
準備品・消耗品調達関連業務		・ 準備品・消耗品調達関連業務に関して乙が調達業務の実施に要した費用相当額	
医薬品調達 関連業務	医薬品調達業務	・ 医薬品代金相当額	・ <u>ベンチマークに基づく基準（代金相当額の妥当性を測る指標）の達成度合いに関する</u> 乙の自己評価結果及び甲の精査を踏まえ、甲は、乙に対するサービス対価の減額等を行うものとする。
診療材料調達 関連業務	診療材料調達業務	・ 診療材料代金相当額	
準備品・消耗品調達関連業務		・ 準備品・消耗品代金相当額	（サービス対価への反映は行わない。）

(ウ) 業務の是正に関する措置

基本的に統括マネジメント業務等に同じであるが、特にベンチマークの設定等に関する協議において、乙が明らかに不誠実な対応を取ったと甲が合理的に判断した場合を含むものとする。また、後述するPP制に基づき、必要に応じて業務是正勧告及び業務是正命令を行うことができるものとし、具体は後述するものとする。

(イ) 協力企業等の変更等の要請

基本的に統括マネジメント業務等に同じであるが、甲が必要と判断した場合、当該要請は行わず、即、後述する契約の解除等を行うことがある。

(オ) 契約の解除等

甲は、以下の事態が確認された場合、契約の解除等を行うことができる。

1) ベンチマーク及び基準の設定に関する事態

- ・ベンチマーク及び基準の設定時期が、業務期間にわたり連続して [3] 回以上期日を超過した場合。
- ・ベンチマーク及び基準の設定結果に基づいて調達関連業務を履行することについて、乙が拒んだ場合。

2) その他の事態

- ・医薬品調達予定リスト等、必要なリストの確定が、業務期間にわたり連続して [3] 回以上期日を超過した場合。
- ・医薬品調達予定リスト等の確定結果に基づいて調達関連業務を履行することについて、乙が拒んだ場合。
- ・医薬品調達関連業務、診療材料調達関連業務のいずれかにおいて、業務期間にわたり連続して [3] 回以上、乙の責めに帰すべき事由により、ベンチマークに基づく基準を達成できなかった場合。
- ・その他、協力企業等の変更等を行ったにも関わらず、業務の是正が確認できない場合。

(カ) ~~PP制について~~—(PP制を採用する費用相当額に関する業務のみ)—

1) PP制を適用する対象業務とその目的

PP制は、以下の業務に対して行うものとし、その結果に基づき、必要に応じて業務是正措置を行うものとする。

- ・ 医薬品調達業務
- ・ 診療材料調達業務
- ・ 準備品・消耗品調達関連業務

1)—2) PP付与の仕方

モニタリングの結果、該当する事象であると判断された場合、事象ごとに下表に従い甲

がPPを付与するものとする。なお、PPの付与は、モニタリングの対象となる業務ごとに原則として四半期単位で行われるものとする。ただし、医薬品調達業務における「ベンチマークに基づく基準（事業者の努力状況を測る指標）の達成度合い」を業務評価基準とするモニタリングについては、[3月から5月のうち、乙の提案に基づく月]に乙が甲に提出する自己評価結果等に対するモニタリングを実施した後、PPを付与する。

ア) 要求水準等未達事象に対する付与

要求水準等未達事象が発生した場合は、下記に示すルールに従い、PPを付与する。

該当するレベルの区分事象		付与されるPP
要求水準等未達事象が確認された モニタリング項目	レベル1	[1] PP*
	レベル2	[3] PP
	レベル3	[5] PP

※当該モニタリング項目に基づく初めての要求水準等未達事象の場合は、原則としてPPは付与しない。

イ) 業務是正勧告及びそれに対する業務是正計画書未提出による付与

業務是正勧告が発動された場合等においても同様、PPを付与する。

該当する事象	付与されるPP
業務是正勧告による付与	[5] PP
業務是正勧告に伴う業務是正計画書未提出による付与	[10] PP

以上を踏まえ、付与されるPPについて、下表に整理する。

該当するレベルの区分事象		付与されるPP		
		事象の確認	業務是正勧告を伴う場合	
			業務是正計画書未提出の場合	
要求水準等未達事象が確認されたモニタリング項目	レベル1	[1] PP (①)	①+ [5+] P P	左記+ [10] PP
	レベル2	[3] PP (②)	②+ [5+] P P	左記+ [10] PP
	レベル3	[5] PP (③)	③+ [5+] P P	左記+ [10] PP

2)~3) PPの相殺の考え方

RPとして判断しうる事態としては、四半期を通して乙の業務内容を定性的に評価した結果、サービスの質が著しく向上したと甲が判断する場合や、例えば、乙の提案・交渉活

動により調達費用が明らかに削減された場合等を想定しており、具体は甲と乙の協議により確定するものとする。

なお、「業務是正勧告等が行われたモニタリング項目」に関するPPについては、RPとの相殺は行わない。

モニタリング項目が該当するレベルの区分ごとに各レベルで付与されうるRPを下表に示すが、上記のRPの考え方等の確定に従い、下表のとおりレベルごとにRPを設定するか否かも含め、甲と乙によるものとする。

<u>該当するモニタリング項目のレベルの区分</u> 事象	付与されうるRP
レベル1	—
レベル2	[2] RP
レベル3	[3] RP

3)—4) PP相殺の前提条件

特になし。

4)—5) PP相殺の手順

上記のRPの内容を踏まえた上で、以下の点を除き、基本的には統括マネジメント業務等に同じ。

○相殺対象となるPPが未発生の場合、当該RPを相殺に適用できるPPは、RPを算定した月の翌月から起算して12ヶ月目までに、RPが付与された業務と同業務のモニタリング項目に対して発生したPPとする。

6) PPに基づく業務是正措置

甲は、運営モニタリングの結果、PPの累積値（各四半期ごとの累積値で、医薬品調達業務においては「ベンチマークに基づく基準（事業者の努力状況を測る指標）の達成度合い」を業務評価基準とするモニタリングによるPPを含む。）が一定値以上となった場合、乙に対して業務是正勧告又は業務是正命令を行うものとする。なお、ここでいう一定値は、業務是正勧告を発動する場合と業務是正命令を発動する場合の双方にそれぞれ設けるものとし、詳細は甲と乙の協議により確定するものとする。

ウ モニタリング結果の通知

業務の区分		モニタリング結果の通知
医薬品調達 関連業務	医薬品調達予定リスト作成支援業務	
	医薬品調達業務	<u>代金相当額に反映するモニタリング</u>
		<u>ベンチマークに基づく基準（事業者の努力状況を測る指標）の達成度合いに関するモニタリング</u>
		<u>上記以外のモニタリング</u>
診療材料調達 関連業務	診療材料調達予定リスト作成業務	
	診療材料調達業務	<u>代金相当額に反映するモニタリング</u>
		<u>上記以外のモニタリング</u>
		準備品・消耗品調達関連業務

・甲は、業務実施年度の3月31日付でモニタリングの結果を乙に通知する。

・甲は、業務実施年度の3月31日付でモニタリングの結果を乙に通知する。

・甲は、自己評価結果等の受領後、可能な限り速やかにモニタリング結果を乙に通知する。

・甲は、四半期の末月（第I期であれば6月）の月報等の受領後10日以内にモニタリング結果を乙に通知する。ただし、第IV期に関しては、3月31日付とする。

・甲は、業務実施年度の3月31日付でモニタリングの結果を乙に通知する。

・甲は、自己評価結果等の受領後、可能な限り速やかにモニタリング結果を乙に通知する。ただし、後述する後期に関しては3月31日付とする。

・甲は、四半期の末月（第I期であれば6月）の月報等の受領後10日以内にモニタリング結果を乙に通知する。ただし、第IV期に関しては、3月31日付とする。

・甲は、四半期の末月（第I期であれば6月）の月報等の受領後10日以内にモニタリング結果を乙に通知する。ただし、第IV期に関しては、3月31日付とする。

エ 減額金額の算出手順

(7) 医薬品調達予定リスト作成支援業務費相当額等について

1) 減額の対象期間

甲は、乙により提供されるセルフモニタリング結果に基づき、「定期モニタリング委員会」において超過日数を算定する。当該超過日数は「定期モニタリング委員会」を通じ、「事業評価委員会」へ報告する。

なお、サービス対価の減額等は、対象業務における事業年度での履行結果を踏まえて決定するものとし、下表に示す「評価対象期間」ごとに開催される「事業評価委員会」にて実施する。

対象業務の区分	評価対象期間	当該期間
医薬品調達予定リスト作成支援業務	毎事業年度*	4月1日～3月31日
診療材料調達予定リスト作成業務		

※厳密には、当該事業年度のうち、医薬品調達予定リスト作成支援業務等を実施した期間となる。

2) サービス対価の減額率の算出式

超過日数に基づくサービス対価の減額率は対象業務ごとに以下の算出式に基づき算出するものとする。

(減額率の算出式 ～医薬品が対象となる場合～)

$$\text{『減額率（医薬品）』} = \text{超過日数} \times [5] (\%)$$

※期日を超過していない場合は、超過日数=0（日）とする。

3) 減額金額の算出式

減額金額は対象業務ごとに以下の算出式に基づき算出するものとする。

(減額金額の算出式 ～医薬品が対象となる場合～)

$$\text{『減額金額（医薬品）』} = \frac{\text{「本事業年度中の当該業務に対するサービス対価の支払い予定額」} \times \text{減額率}}{\text{年}} \text{（千円／年）}$$

※千円未満は切捨てとする。

4) 減額金額の上限設定

サービス対価の減額の上限は「乙が甲へ提供するサービスは一体的なものである」という考え方により、業務単位ではなく、モニタリングの対象業務に係るサービス対価の総額に基づき、以下のとおり設定する。

(減額金額の上限)

『減額金額の上限』＝「本事業年度中の医薬品調達予定リスト作成支援業務及び診療材料調達予定リスト作成業務に対するサービス対価の支払い予定額の総和」×[50]%（千円／年）

※千円未満は切捨てとする。

(4) 医薬品調達関連業務に関して乙が調達業務の実施に要した費用相当額等について

1) 減額の考え方

当該業務費相当額に関連するモニタリングは、前述のとおり「超過日数に基づく評価」と「PP制」により構成される。このうち、PP制に基づく評価に基づいては、当該サービス対価の減額を行わない。

しかし、当該業務に対するモニタリングの結果、当該事業年度で付与されたPPの累計が別途甲及び乙が協議の上で定める値を超えた場合、甲は乙に対して業務是正勧告等を行うことができるものとするを考えているため、留意すること。

また、当該業務費相当額の支払い対象となる院内調整等について、県は、前述のRPの付与とは別に、事業者による当該業務の実施（努力）状況を真摯に評価し、事業者による自己評価の結果、要求水準書に規定する「理由書」が提出された場合には、当該内容を判断する際に適宜考慮するものとする。

2) 減額の対象期間

甲は、乙により提供されるセルフモニタリング結果に基づき、「定期モニタリング委員会」において超過日数を算定する。当該超過日数は「定期モニタリング委員会」を通じ、「事業評価委員会」へ報告する。

なお、サービス対価の減額等は、対象業務における事業年度での履行結果を踏まえて決定するものとし、下表に示す「評価対象期間」ごとに開催される「事業評価委員会」にて実施する。

対象業務の区分	評価対象期間
医薬品調達業務	翌事業年度に用いるベンチマークの設定等に関する協議等の実施期間※ ¹
診療材料調達業務	翌事業年度の前期に用いるベンチマークの設定等に関する協議等の実施期間※ ¹
	当該事業年度の後期に用いるベンチマークの設定等に関する協議等の実施期間※ ²

※1 評価結果が反映されるサービス対価は、薬価改定に対する対応期間等を考慮し、かつ翌事業年度に実施される調達業務の一部であるとの考え方に基づき、設定されたベンチマーク等が適用される事

業年度の四半期の第Ⅰ期（4月～6月）に関するサービス対価とする。

※2 評価結果が反映されるサービス対価は、当該事業年度の四半期の第Ⅱ期（7月～9月）に関するサービス対価とする。

※3 準備品・消耗品調達関連業務は、前述のとおり超過日数を適用しないため対象外。

※4 上記の業務区分のうち、代金相当額はあくまで別規定に基づき減額が検討される点に留意すること。

3) サービス対価の減額率の算出式

超過日数に基づくサービス対価の減額率は対象業務ごとに以下の算出式に基づき算出するものとする。

（減額率の算出式 ～医薬品が対象となる場合～）

$$\text{『減額率（医薬品）』} = \text{超過日数} \times [5] (\%)$$

※期日を超過していない場合は、超過日数=0（日）とする。

4) 減額金額の算出式

減額金額は対象業務ごとに以下の算出式に基づき算出するものとする。

（減額金額の算出式 ～医薬品が対象となる場合～）

$$\text{『減額金額（医薬品）』} = \text{「当該評価対象期間中の当該業務に対するサービス対価の支払い予定額」} \times \text{減額率（千円／期年）}$$

※千円未満は切捨てとする。

5) 減額金額の上限設定

サービス対価の減額の上限は「~~乙が甲へ提供するサービスは一体的なものである~~という考え方により、~~業務単位ではなく、モニタリングの対象業務に係るサービス対価の総額に基づき~~、以下のとおり設定する。

（減額金額の上限）

$$\text{『減額金額の上限』} = \text{「本事業年度中の医薬品調達業務及び診療材料調達業務に対するサービス対価の支払い予定額（ただし、代金相当額を除く）の総和」} \times [50] \% \text{（千円／期年）}$$

※千円未満は切捨てとする。

(ウ) 医薬品代金相当額について

1) 減額の対象期間

甲は、乙により提供されるセルフモニタリング結果に基づき、「定期モニタリング委員会」において医薬品代金に関するベンチマークに基づく基準 （代金相当額の妥当性を測る指標） の達成度を算定する。当該達成度は「定期モニタリング委員会」を通じ、「事業評価委員会」へ報告する。

なお、サービス対価の減額の決定は、下表に示す「評価対象期間」ごとに開催される「事業評価委員会」にて実施する。

評価対象期間	当該期間
毎事業年度	4月1日～3月31日

2) サービス対価の減額の考え方

当該サービス対価は、原則として、乙が要した調達代金に基づく請求金額に従って甲が支払うものである。しかし、自己評価結果及び甲の精査結果に基づき、ベンチマークに基づく基準 （代金相当額の妥当性を測る指標） が達成できていないことが確認された場合、当該基準からの乖離を考慮した上で、「乙が要した調達代金から一定額を控除した金額」に基づき、甲が乙にサービス対価を支払うこととなる。

以上の措置について、「サービス対価の減額」とみなす。

3) 減額金額の算出式

医薬品指標（必須事項）に基づく場合の減額金額の算出式は以下のとおりとする。ここで、各基準を達成できなかった場合又は品目に関してのみ、算出式に反映する。

~~一般薬品では2つの基準が設定されているが、複数の基準がある場合、各々の基準からの乖離に基づく減額金額を算出し、より大きい方をサービス対価からの減額金額とする。~~

なお、別途、乙の提案に基づく指標が採用された場合、以下の算出式を参考とした上で、甲及び乙の協議の上、減額金額の算出式を甲が決定する。

対象	減額金額の算出式（医薬品指標（必須事項））に基づく場合)
一般薬品	『減額金額（円／年）』＝ 「乙が要した調達代金」 －「ベンチマーク※に基づく基準 <u>（代金相当額の妥当性を測る指標）</u> ど おりに調達できた場合の請求金額」
検査試薬	『減額金額（円／年）』＝ $\Sigma [\{ (\text{当該品目に要した最新の購入単価}) - (\text{当該品目の購入単価（基準）}) \} \times (\text{当期における当該品目の購入数})] \times [0.5]$

※加重平均値引率に基づくもの。

4) 留意事項

前述のとおり、医薬品代金相当額の減額金額を確定する前段階として、要求水準書に規定する「理由書」を乙が甲に提出した場合、その内容の妥当性に対する判断を県が行い、かつ、当該判断の材料には、院内調整等の実施（努力）状況の評価が反映される点に留意すること。

(I) 診療材料代金相当額について

1) 減額の対象期間

甲は、乙により提供されるセルフモニタリング結果に基づき、「定期モニタリング委員会」において診療材料代金に関するベンチマークに基づく基準（代金相当額の妥当性を測る指標）の達成度を算定する。当該達成度は「定期モニタリング委員会」を通じ、「事業評価委員会」へ報告する。

なお、サービス対価の減額の決定は、下表に示す「評価対象期間」ごとに開催される「事業評価委員会」にて実施する。

評価対象期間	当該期間
前期	4月1日～9月30日
後期	10月1日～3月31日

2) サービス対価の減額の考え方

医薬品代金相当額に同じ。

3) 減額金額の算出式

診療材料指標（必須事項）に基づく場合の減額金額の算出式は以下のとおりとする。ここで、各基準を達成できなかった場合又は品目に関してのみ、算出式に反映する。

なお、別途、乙の提案に基づく指標が採用された場合、以下の算出式を参考とした上で、甲及び乙の協議の上、減額金額の算出式を甲が決定する。~~また、複数の基準がある場合、各々の基準からの乖離に基づく減額金額を算出し、より大きい方をサービス対価からの減額金額とする。~~

対象		減額金額の算出式（診療材料指標（必須事項）に基づく場合）
診療材料	主要品目	『減額金額（円／期）』＝ 「乙が要した調達代金」 －「ベンチマーク※に基づく基準（ <u>代金相当額の妥当性を測る指標</u> ）どおりに調達できた場合の請求金額」
	主要 償還価格等あり	

対 象			減額金額の算出式（診療材料指標（必須事項））に基づく場合）
	償還価格等なし	調達価格割	『減額金額（円／期）』＝ Σ [(当該品目に要した最新の購入単価) - (当該品目の購入単価（基準）)] × (当期における当該品目の購入数) × [0.5]
		合の上位50品目	
		上記以外	『減額金額（円／期）』＝ Σ [(当該品目に要した購入単価) - (当該品目の比較対象となる各実績値（過去）)] × (当期における当該品目の購入数) × [0.5]

※加重平均値引率に基づくもの。

4) 留意事項

医薬品代金相当額に同じ。

(オ) 準備品・消耗品代金相当額について

1) サービス対価の減額の考え方

基本的に、当該サービス対価の減額を行わない。

しかし、当該業務において調達した準備品・消耗品からランダム抽出した数品目について、市場価格との比較結果によっては、甲は乙に対して業務是正勧告を行いうるため、留意すること。

(3) 利便施設運營業務について

ア モニタリングの考え方

独立採算業務である利便施設運營業務に係るモニタリングの方法としては、他の業務と同様、日常モニタリング、定期モニタリング、随時モニタリングにより実施する。

ここで、定期モニタリングについては、患者／病院職員満足度等の各種調査等を基本として、定期的実施し、モニタリングの結果、当該サービスが要求水準等を満たしていないことを確認した場合は、乙は業務是正計画書を作成し、甲の同意を得て是正策を実施することにより問題の是正・回復を行う。

イ モニタリングの種別

統括マネジメント業務等に適用される「業務評価」に基づくものとする。なお、PP制を採用するか否か等の詳細については、甲及び乙の協議の上、甲が決定する。

ウ モニタリング結果の通知

甲は、毎月の業務結果に対する定期モニタリング結果について、月報等の受領後10日以内に乙に通知する。

エ 減額等の考え方

本業務は独立採算業務であるため、サービス対価の減額に関する検討の対象外とする。

(4) 事業評価及びサービス対価減額の執行

甲は、原則として四半期ごとに、事業全体に対する評価（以下「事業評価」という。）を総合的に行い、乙が自ら実施するセルフモニタリングが確実に行われ、サービスの質が要求水準等を満足しているか、また「定期モニタリング委員会」から報告を受けたモニタリング結果が妥当であるかを確認する。

事業評価の結果、減額が妥当であると甲が合理的に判断した場合には、月報等の受領後 10 日以内に乙に対して減額金額等を通知し、その後、当該通知に基づく乙からの請求書を適法に受理した後 30 日以内に支払われるサービス対価に反映する。

甲は、事業評価を実施するにあたり、病院の組織機構として、甲職員で構成される「事業評価委員会」を設置する。なお、甲が必要と認めた場合は、乙は「事業評価委員会」に出席し、必要により意見を述べるができるものとする。

なお、「事業評価委員会」での事業評価の結果が双方で合意できない場合は、事業契約書（案）第 146 条に規定する係争調整会議で協議することができ、その際、必要に応じ、同条第 3 項に基づいて甲及び乙の双方が合意する適切な第三者に意見を求めることができる。

(5) 減額の猶予期間

調達関連業務以外の業務に関しては、1 号館供用開始後、6 ヶ月間はモニタリング試行期間とし、モニタリングは実施するが、仮に当該期間に P P が発生した場合であっても、減額率の算出式には反映しない。ただし、施設環境の確認に基づく減額については 1 号館供用開始後、即時実施する。

調達関連業務のうち、医薬品代金相当額等、代金に関するサービス対価に関しては、業務開始からモニタリングを実施し、必要に応じて減額を行うこととする。ただし、調達関連業務に関するその他のサービス対価については、当該業務開始後、6 ヶ月間は上記のとおり他の統括マネジメント業務等と同様の取扱いに基づくモニタリング試行期間とする。

(6) モニタリング費用の負担

モニタリングの実施に関して乙が要する費用については、全て乙が負担する。

